

## 福岡県立八幡工業高等学校『生徒心得』

本校生徒は学則や生徒会会則を忠実に守り、常に生徒であることを自覚し、清潔で明朗活発な気風と健全な心身を養うよう努力すると共に、次の事項を遵守しなければならない。

### 1 服装(制服)・頭髪等についての心得

集団生活の場である学校において公正な規律を守ることを通して、本校生徒としての自覚と誇りを持ち、社会人になるための心構えを身につけることを目的として、次のような事項を設けている。

#### (1) 服装について

男女共通
<ul style="list-style-type: none"><li>○制服は特別な事由を認めない限り、学校指定のものとする。</li><li>○登下校時および校内では制服を着用する。ただし、実技を伴う授業や特別活動は、担当教員の指示に従う。</li><li>○バッジは上着の指定された所に着け、ボタンは正しく留めて着用する。 (男子:「右襟・・・系バッジ」「左襟・・・学年・組章」) (女子:「ジャケットの左胸・・・系バッジと学年・組章」)</li><li>○男子のシャツ、女子の長袖ブラウスはズボン、スカートの中に入れる。</li><li>○ズボンの着用の際はベルトを使用する。ベルトは無地で黒・紺・茶のものとし、適度な装飾(バックルが大きい・華美であるなど)や加工(留め金が必要以上に多い、編み込みなど)がされていないものを着用する。</li><li>○夏制服から色柄が透けて見えない下着を着用する。</li><li>○カーディガンは無地の黒・紺・グレーとし、冬制服のインナーとしてのみ着用ができる。</li><li>○靴下は無地かワンポイントの白・黒・紺を着用する。</li></ul>
<p>〈禁止事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○すべての制服の加工</li><li>○フード付きの服、上着のそで口やすそからはみ出す服(カーディガンも含む)の着用。</li><li>○ズボンのすそやスカートを折り曲げての着用。</li></ul>
女子のみ
<ul style="list-style-type: none"><li>○スカート丈はひざ下 5cm以上とする。</li><li>○ベスト(学校指定)、タイツ(黒)は着用可とする。</li><li>○上着および長袖ブラウスの着用時は、リボンも着用する。</li></ul>

※上記以外の防寒具(コート、ネックウォーマー)については黒および紺とする。なお、マフラーは禁止とする。

※式典や学校行事等の場合は、夏季、および冬季の統一した服装を指定する。

#### (2) 頭髪について

男女共通
<ul style="list-style-type: none"><li>○頭髪の長さは男女それぞれに定められた長さ(下記参照)までとし端正で清潔なものとする。</li></ul>
<p>〈禁止事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○整髪剤およびエクステの使用。</li><li>○パーマ、縮毛矯正、脱色、染色、剃り込み、リーゼント、極端な刈り上げ(ブロック)、編み込みなどの特殊な</li></ul>

加工。	
男子のみ	女子のみ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○前髪は眉を超えない長さまでとする。</li> <li>○前髪以外の髪は耳や襟にかぶさらない長さまでとする。</li> <li>○基準を超える長い髪は、切って調整をすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前髪は眉を超えない長さまでとする。基準を超える長い髪は、切るかピンで留めておく。</li> <li>○前髪以外の髪の長さは肩までとする。基準を超える長い髪は、切るか髪ゴムで結んでおく。その際、耳の高さより低い位置で1つまたは2つ結びとする。</li> <li>○ゴム、ピンの色は黒、紺、茶とする。</li> </ul>

### (3) その他

男女共通
<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学時は靴および学校指定のカバンを使用する。</li> <li>○爪は安全面および衛生面を考慮し、原則短くしておく。</li> <li>○上履は学年別で色分けした規定のものを使用する。</li> <li>○詳細は別途(HR など)指示する。</li> </ul>
<p>〈禁止事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○眉そりや化粧、付け爪(マニキュアを含む)をすること。</li> <li>○ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット等の装飾品の着用。</li> <li>○カバン等学校指定となる学用品の改造や装飾。(例:カバンのカバーを外す、ステッカーを貼る)</li> </ul>

### (4) 検査について

自律心の醸成や自己指導力の向上を図るため、月に1回「頭髪・服装検査」を実施する。ここで違反があった場合、再検査の対象となる。再検査でも改善が見られない場合、再々検査の対象となるが、ここでも改善が見られない場合は、特別指導の対象となる。また、常時再検査対象となる場合は、保護者等同席の上、指導を行う場合もある。なお、眉そりやピアス穴が確認された場合は、継続検査の対象とする。

#### 2 登下校および携行品についての心得

- (1) 登下校の際は必ず制服を着用すること。
- (2) 登校時間は8時40分までとする。教室に入室し、着席しておくこと。
- (3) 放課後は速やかに下校する。部活動や生徒会活動等、放課後に活動する場合は、担当の職員の指導または承諾を得て活動すること。
- (4) 登校後、校外に出る場合は担任教師の許可を得ること。
- (5) 生徒手帳は常に携行すること。
- (6) 所持品はすべて氏名を明記し、紛失および拾得したときは直ちに生徒指導部に届け出ること。
- (7) 所持品は各自の責任において保管し、教室は施錠すること。
- (8) 学業に直接関係ないもの(漫画、雑誌、トランプ、その他)は校内に持ち込まないこと。
- (9) スマートフォン等電子機器について、本校に定める「携帯電話等校内持込規定」に則り関係書類を提出することで、校内への持ち込みが許可される。授業中の使用は原則禁止とするが、授業担当者が使用の許可をする場合はこの限りではない。

### 3 清掃についての心得

- (1) 校舎内外の美化清掃に努力し、落書等防止に努めること。
- (2) 用具は取扱い・保管に留意し、責任をもって返却すること。
- (3) 清掃時間は当番全員が当たり、担当職員の点検後解散すること。

### 4 校外生活の心得

- (1) 喫煙・飲酒・無免許運転など、生徒としてふさわしくないことは絶対しない。
- (2) 友人宅の外泊は慎むこと。
- (3) 遊技場(パチンコ店等)への出入りは禁止する。また、風紀上好ましくない場所には立ち入らない。
- (4) アルバイトについては原則として認めない。やむを得ないと判断された場合のみ許可されるものであり、必要書類の提出と審査を受けなければならない。